

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JUNE 8TH 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 1-4 月都市部新規雇用者数 443 万人 通年目標の 44%を達成

【貿易・投資】

- 社会保険料率の引下げ 北京市等で発表

【金融・為替】

- 4 月の人民元決済通貨シェア 世界第 6 位に後退

■ RMB REVIEW

- 米ドルを睨みながらも軟調推移を予想する

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「国務院の製造業とインターネットの融合発展の深化に関する指導意見」
- 「国家発展改革委員会の 2016 年国家級新区体制・メカニズム革新の新活動要点の印刷・発布に関する通知」 他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆1-4 月都市部新規雇用者数 443 万人 通年目標の 44%を達成

中国人力資源・社会保障部の信長星副部長は 5 月 31 日、1-4 月の全国都市部新規雇用者数が 443 万人と政府通年目標 (1,000 万人) の 44%に達したこと、また、1-3 月の都市部登記失業率が 4.04%と政府通年目標の 4.5%を下回ったことを明らかにし、足元の雇用情勢が「基本的に安定している」との見方を示した。

一方、企業の求人減少が顕在化していることを認め、業種では建築業とエネルギー産業、地域では鉄鋼・石炭産業の集積地域における求人の減少幅が大きいとした。また、需給のミスマッチも見られ、新興産業においては高度な技能を有するワーカーが不足しているものの、単一な技能に留まることが多い農村部からの労働者は就職難の状況にあると指摘した。

今後の雇用政策の運営について、過去最多の 765 万人となる今年の大学新卒者に対する就職支援、就職機会の開拓や職業訓練を通じた農村部から都市部への移住労働者の就業促進、過剰生産問題の解決に伴う余剰人員の再就職支援を最も注力する分野として挙げた。

【貿易・投資】

◆社会保険料率の引下げ 北京市等で発表

北京市人力資源社会保障局と北京市財政局は 5 月 31 日、企業が負担する年金保険と失業保険の保険料率を引き下げることを発表した。人力資源社会保障部と財政部が 4 月 14 日に公布した「段階的に社会保険料率を引き下げることについての通知」(人社部発〔2016〕36 号)^(注)を受けて 5 月 1 日から暫定的に 2 年間実施する。

具体的には年金保険料率を 20.0%から 19.0%、失業保険料率を 1.0%から 0.8%に引き下げる。

また、今年初めに労災保険料率の引下げも発表しており、7 月 1 日より業種別の基準料率を従来の 0.5%~2%前後の 3 段階から 0.2%~1.9%の 8 段階に調整するとした。

同局は、年金保険、失業保険、労災保険の料率引下げにより、北京市では毎月 7 億元近い企業のコスト削減に繋がるとの見方を示している。

なお、北京市のほか重慶市、安徽省、湖北省等の一部地域も社会保険料率引下げを発表した。

(注) [本誌 5 月 11 日号](#)「EXPERT VIEW」の解説ご参照。

＜一部地域の企業の社会保険納付比率引下げ実施状況＞
(2016年6月時点)

都市名 (実施日)	項目	従来の納付比率	変更後の納付比率
北京市 (5/1~) (※労災保険は 7/1~)	年金保険	20.0%	19.0%
	失業保険	1.0%	0.8%
	労災保険	0.5~2.0%	0.2~1.9%
上海市 (1/1~)	年金保険	21.0%	20.0%
	失業保険	1.0%	0.8%
	医療保険	11.0%	10.0%
天津市 (5/20~)	年金保険	20.0%	19.0%
重慶市 (5/1~)	年金保険	20.0%	19.0%
	失業保険	1.0%	0.5%
	医療保険	8.0%	7.5%
安徽省 (5/1~)	年金保険	20.0%	19.0%
	失業保険	1.5%	1.0%
湖北省 (5/1~)	年金保険	20.0%	19.0%
	失業保険	1.5%	0.7%
河南省 (5/1~)	年金保険	20.0%	19.0%
	失業保険	1.5%	1.2%
江西省 (5/1~)	年金保険	20.0%	19.0%
	失業保険	1.5%	0.5%
山西省 (5/1~)	年金保険	20.0%	19.0%
	失業保険	1.5%	1.0%
青海省 (5/1~)	失業保険	1.5%	0.5%

(出所) 各地域人力資源社会保障局(庁)の発表に基づき作成

【金融・為替】

◆4月の人民元決済通貨シェア 世界第6位に後退

国際銀行間通信協会(SWIFT)の5月26日の発表によると、4月の世界通貨取引ランキングで、人民元決済額のシェアは前月の第5位から第6位に後退した。取引シェアは前月の1.88%から1.82%に縮小し、僅差で第5位のカナダドル(取引シェア:1.83%)に抜かれた。

また、インドと中国本土・香港間の決済額に占める人民元決済のシェアが、2014年4月の0.2%から2016年4月の3.8%に上昇したことも明らかにした。同協会は、過去10年で中国がインドの最大の貿易相手国となった結果、両国間の決済における人民元の利用も徐々に増えており、今後、中印貿易の重要性の高まりに伴い、インドにおける人民元決済は更に広がるとの見方を示した。

＜通貨別取引シェアランキング＞

通貨名	上段:順位 / 下段:取引シェア																		
	2013年	2014年	2015年												2016年				
	1月	1月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
USD(米ドル)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	33.48%	38.75%	43.41%	43.09%	44.64%	45.14%	44.96%	45.01%	43.57%	44.82%	43.27%	42.38%	42.68%	43.89%	42.96%	41.40%	43.09%	41.92%	
EUR(ユーロ)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	40.17%	33.51%	28.75%	28.95%	27.21%	27.36%	27.96%	27.90%	28.46%	27.20%	28.63%	29.89%	29.50%	29.39%	29.43%	31.47%	29.83%	30.69%	
GBP(イギリスポンド)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	8.55%	9.38%	8.24%	8.57%	8.49%	7.96%	7.93%	7.99%	8.68%	8.45%	9.02%	9.05%	8.88%	8.43%	8.66%	8.78%	8.00%	8.40%	
JPY(日本円)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	
	2.56%	2.49%	2.79%	2.75%	3.07%	2.73%	2.60%	2.85%	2.88%	2.76%	2.88%	3.00%	2.68%	2.78%	3.07%	3.16%	3.27%	3.24%	
CAD(カナダドル)	7	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	5	
	1.80%	1.80%	1.91%	1.82%	1.93%	1.90%	1.88%	1.94%	1.85%	1.79%	1.81%	1.73%	1.70%	1.70%	1.74%	1.73%	1.85%	1.83%	
CNY(人民元)	13	7	5	7	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	6	
	0.63%	1.39%	2.06%	1.81%	2.03%	2.07%	2.18%	2.09%	2.34%	2.79%	2.45%	1.92%	2.28%	2.31%	2.45%	1.76%	1.88%	1.82%	
AUD(オーストラリア・ドル)	5	6	8	8	7	7	7	7	7	7	8	8	6	8	8	8	7	7	
	1.85%	1.75%	1.74%	1.80%	1.88%	1.77%	1.69%	1.52%	1.59%	1.60%	1.54%	1.54%	1.77%	1.50%	1.47%	1.52%	1.59%	1.56%	
CHF(スイスフラン)	6	8	7	5	8	8	8	8	9	8	7	7	8	7	7	7	8	8	
	1.83%	1.38%	1.91%	1.85%	1.64%	1.49%	1.45%	1.50%	1.51%	1.55%	1.62%	1.62%	1.64%	1.56%	1.63%	1.52%	1.47%	1.50%	
SEK(スウェーデン・クローネ)	11	11	12	11	12	12	12	11	12	12	11	12	12	10	12	9	12	9	
	0.96%	0.97%	0.80%	0.89%	0.81%	0.96%	0.88%	0.89%	0.83%	0.84%	0.93%	0.94%	0.86%	0.93%	0.86%	1.02%	0.93%	1.09%	
HKD(香港ドル)	9	9	9	9	9	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9	10	9	10	
	1.02%	1.09%	1.28%	1.08%	1.17%	1.48%	1.42%	1.49%	1.57%	1.41%	1.12%	1.13%	1.17%	1.17%	1.23%	1.00%	1.10%	1.06%	

(出所) SWIFTの公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆米ドルを睨みながらも軟調推移を予想する

今週(5/30～)の人民元相場は、オンショア(中国国内市場、CNY)、オフショア(中国国外市場、CNH)共に、安値圏で推移した。週初、6.5764 で寄り付いた CNY は、翌 5/31 に、高値となる 6.5720 を示現するも、リスク回避の動きが強まると一転し、週央には、1/7 以来となる安値 6.5941 まで下落した。もっとも、同水準では下値も堅く、米利上げ観測の後退を受けたドル売りが強まると、週末にかけて再び反発。本稿執筆時点では 6.58 台後半にて推移している。一方、CNH は、週初に高値となる 6.5780 を示現するも、リスク回避の動きが強まると一転し、6/1 には、2/4 以来となる安値 6.5992 を記録した。しかし、節目となる 6.60 を前に下げ渋ると、週末にかけて再び反発。結局、6.58 台後半にて越週しそうだ。尚、6/1 に発表された製造業 PMI は、国家統計局版、財新版共にサプライズは見られず、概ね市場予想の範囲内に留まった。

対ドル基準値が約 5 年 3 ヶ月ぶり安値を記録するなど、人民元の下落が、再び活発化している。但し、昨夏や今年初のような「市場の混乱」は生じていない。事実、直物市場では、オンショアとオフショアの価格差が概ね一致。通貨オプション市場でも、ボラティリティ、リスクリバーサル共に過熱感は見られていない。背景には、足許の元安が中国側の要因では無く、米利上げ観測の台頭に伴う「ドル高」に起因しているからだ。実際、CFETS インデックス(人民元バスケット)は横ばい推移が継続しており、元独歩安とは言い難い。この為、今年初に見られたような資本流出や元の先安感構築に繋がる恐れは、今のところ小さいだろう。

とは言え、中国を巡る不透明感は引き続き根強い。政府・当局がサプライサイドの構造改革に踏み切る中で、景気への下方圧力は相応に大きい。加えて、人民元改革に向けた当局の取り組みも、潜在的な元安を想起させよう。足許では、窓口指導を通じた資本規制を背景に、資本流出がひとまず抑制されてはいるものの、当局が人民元改革を前進させれば、資本規制の緩和を通じ、資本流出圧力が再燃する恐れもあるだろう。特に 10 月の SDR(IMF の特別引き出し権)組み入れ開始を前に、当局が自由に売買可能な人民元のハードカレンシー化を企図し、変動幅拡大や変動相場制移行に踏み切る展開も想定される。こうした動きは、ボラティリティの拡大に繋がる為、人民元相場の下値不安を高め易い。今後は、人民元改革の進展にも留意が必要だ。

以上の通り、足許の元安は、主に米国側の材料に起因しており、すぐに昨夏や今年初のような中国発の混乱に繋がる公算は小さい。とは言え、中国経済を巡る不透明感は根強く、全人代以降見られた景気楽観ムードは早くも後退している。また、先述の通り、10 月の SDR 組み入れ開始の前には、当局が通貨政策の変更に踏み切る可能性もあるだろう。いずれのケースも人民元相場の重石となり易く、下値リスクは常に警戒される。来週は、6/8 の貿易収支や、6/9 の物価指標の他、6/6～6/7 の米中戦略経済対話に注目が集まる。米ドル主導の展開を想定しつつも、元安基調の継続を予想する。

(6月6日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2016.05.30	6.5764	6.5751～ 6.5830	6.5825	0.0228	5.9264	-0.0537	0.84745	0.0025	7.3289	-0.0024	2.5500	2955.80	2.51
2016.05.31	6.5801	6.5800～ 6.5865	6.5846	0.0021	5.9281	0.0017	0.84762	0.0002	7.3306	0.0017	2.4000	3052.29	96.49
2016.06.01	6.5840	6.5773～ 6.5945	6.5821	-0.0025	5.9955	0.0674	0.84706	-0.0006	7.3427	0.0121	2.4000	3050.24	-2.05
2016.06.02	6.5796	6.5759～ 6.5832	6.5792	-0.0029	6.0327	0.0372	0.84712	0.0001	7.3706	0.0279	2.2500	3061.60	11.36
2016.06.03	6.5880	6.5837～ 6.5880	6.5855	0.0063	6.0442	0.0115	0.84737	0.0002	7.3417	-0.0289	2.3700	3075.34	13.74

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2016年5月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【製造業発展戦略】

○「国務院の製造業とインターネットの融合発展の深化に関する指導意見」(国発[2016]28 号、2016 年 5 月 13 日発布・実施)

インターネットの活用による製造業の中期発展計画。昨年、国務院から「中国製造 2025」と「インターネットプラス行動計画」が発表されたが、これらをふまえて製造業発展の具体的な目標と措置を示したもの。■目標は、①2018 年末までに製造業重点業種の中核企業で“双创”（注：“大衆創業、万衆創新”の略で政府のスローガン）というインターネット・プラットフォームの普及率を 80% にし、2015 年末比で、クラウド利用企業を倍増、新製品の研究開発周期を 12%短縮、在庫回転率を 25%アップ、エネルギー利用効率を 5%アップさせる、②2025 年までに製造業とインターネットの融合の体系が基本的に完備、新モデルが広範に普及、新型製造体系が形成されるようにし、製造業の総合的な競争力を大幅に高める、というもの。■その方策については、①大手インターネット企業による製造企業向けインターネット・プラットフォームの構築、基礎通信企業によるブロードバンド建設の支援、②製造企業とインターネット企業の合弁・合作の奨励、③生産の全過程、全産業チェーン、製品の寿命サイクルについての人工知能による製造プロジェクトの実施、オンラインでの計量・測定による全産業チェーンの品質制御の推進、ネットでの企業間共同製造などの新モデルの発展支援をあげている。■政府の支援措置は、行政改革の推進による製造業とインターネットの融合の環境づくり、国有企業に対する誘導、専門資金・基金による支援の拡大、製造企業に対する増値税・企業所得税の優遇拡大、金融機関に対するインターネット・プラットフォームでの決済・融資・資産運用・コンサルティングなどのサービス提供の奨励、既存の不動産の活用奨励などとしている。■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-05/20/content_5075099.htm

【行政改革】

○「国務院の 2016 年行政簡素化・権限委譲、緩急をつけた管理、サービス最適化改革活動要点の印刷・発布に関する通知」(国発[2016]30 号、2016 年 5 月 23 日発

2016 年の行政改革の重点を省・自治区・直轄市政府と國務院各部門に指示したもの。■行政審査・許可改革については、①國務院各部門と地方の行政審査・許可事項を 50 項目以上取り消す（注：現在の行政審査・許可事項は國務院各部門が約 900 項目、地方が数百項目と見られる）、②國務院各部門の仲介サービスに

布・実施)

についての行政審査・許可事項の取り消しを継続し、生産許可証・経営許可証も削減する、③全ての行政審査・許可事項の法定処理期限を厳守する。■商事制度改革については、①企業の設立登記前の審査・許可事項を3分の1取り消し(注:現在は35項目)、元の総数の90%以上を削減するほか、設立登記後の審査・許可事項も50項目以上取り消す(注:現在は151項目)、②“三証合一”(注:営業許可証に組織機構コード証と税務登記証を統合)に社会保険登記証と統計登記証も加える、②工商登記の全過程の電子化、名称登記と住所要件の緩和、抹消登記の簡素化を試行する。■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-05/24/content_5076241.htm

【改革・開放】

○「国家發展改革委員会の2016年国家級新区体制・メカニズム革新の新活動要点の印刷・発布に関する通知」(発改地区[2016]1032号、2016年5月12日発布・実施)

今年からスタートした第13次5ヵ年計画にうたわれる「国家級新区の体制・メカニズム革新の奨励」をふまえ、全国17ヵ所の国家級新区に対し、2016年の体制改革の重点を指示したもの。■上海浦東新区は、①政府の“権力リスト”と“責任リスト”及び“市場参入ネガティブリスト”の実施、インターネットプラス技術の応用、企業の設立登記後の許可取得などの改革推進により、政府のサービス機能を向上させる、②外資に対する参入前内国民待遇とネガティブリスト管理を重点として投資管理制度を革新する、③資本項目の人民元転・外貨転と金融・サービス業の開放を目標として金融制度の革新を推進する、など5項目。■天津濱海新区は、①“北京・天津・河北全面革新・改革試験区”の建設を探索し、“濱海・中関村科学技術園”の建設を推進する、②自貿試験区での新しい金融業務を開拓する、など5項目。広州南沙新区は、①“大通关”(注:区域一体化通关)システムの構築を加速し、各種港湾業務を革新する、②専門仲裁機関の設立による香港・マカオとの紛争事案の協議・協調メカニズムを構築するなど3項目。大連金普新区は、①実務的効率的な管理体制の構築を加速する、②日本・韓国との協力を強化するなど3項目。新区毎に重点活動が示されている。■原文は国家發展改革委員会の下記サイトをご参照。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201605/t20160523_803920.html

【産業政策】

○「商務部、国家發展改革委員会等9機関の中国サービス・アウトソーシングモデル都市の新規追加に関する通知」(商服貿函[2016]208号、2016年5月5日発布・実施)

2009年から全国21都市を「中国サービス・アウトソーシングモデル都市」(中文は「中国服務外包示範城市」)に指定し、中央財政からの資金交付や企業への税の優遇・補助金交付などにより、アウトソーシング産業の振興を図っているが、新たに10都市を追加したもの。10都市は、瀋陽、長春、南通、鎮江、寧波、福州、青島、鄭州、南寧、ウルムチ。■原文は商務部の下記サイトを

[規則] 【税制改革】 ○「財政部、国家税務総局の営業税から増値税への徴収変更試行に関連する文化事業建設費政策及び徴収管理問題に関する補充通知」(財税[2016]60号、2016年5月13日発布、同年5月1日実施) 【輸入税】 ○「税関総署弁公庁のクロスボーダー電子商取引小売輸入の新たな監督管理要求執行の関係事項に関する通知」(署弁発[2016]29号、2016年5月24日発布・実施)	ご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/201605/20160501317300.shtml 今年5月1日からの増値税改革試行に伴い、営業税と共に徴収されていた娯楽サービスに対する「文化事業建設費」の取り扱いを示した。納付額は娯楽サービス販売額(税込価格と費用を含む)の3%で、増値税と共に国家税務局に納付する。3月に発布された本通知では広告サービスのみが対象とされていたが、この補充通知で改革前と同じく娯楽サービスも対象とされた。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/bgtZaiXianFuWu_1_1_11/mlqd/201605/t20160524_2013645.html 個人がネットで外国商品を購入する、いわゆる越境 EC での輸入手続き変更についての通知。■今年4月から越境 EC での輸入税の扱いが変わったが、これに伴い、仲介業者が保税区域を経由して輸入するビジネスモデル(保税区モデル)での通関証明書の提出、また保税区モデルと海外から個人に直送するモデル(直送モデル)の両方での衛生許可証や登録証書または届出証書の提出が必要とされたが、この実施を1年間猶予するもの。■通知の要点は、以下の通り。①2017年5月11日までの1年間を猶予期間とする。②この間、越境 EC 試行 10 都市(上海、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳、重慶、天津、福州、平潭)で、保税区モデルにより保税区域(保税区、保税物流中心など)に搬入した際、検査確認済みの通関証明書(注:入国検査検疫機関が発行)の提出を不要とし、越境 EC 対象商品リストの備考欄に記載される化粧品、調整粉ミルク、医療機械、特定食品(健康食品など)の初回輸入時の許可証、登録または届出の証書(注:いずれも食品薬品監督管理部門が発行)の提出を不要とする。③同じく直送モデルでの初回輸入時の許可証、登録または届出の証書の提出を不要とする。■越境 EC の仲介業者は仕入先が広範にわたることから、上記証書の入手が困難だったが、今回の措置で猶予期間内に必要な証書を取得すればよかった。■原文は税関総署のサイトにはまだ掲載されていないが、汕頭保税区の下記サイトに通知の写真が掲載されているので、そちらをご参照。 http://www.stftz.gov.cn/Item/Show.asp?m=1&d=3583
---	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2016 年 7 月 8 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>